

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「平成〇〇年〇〇月〇〇日取扱った私の事件（〇〇地裁〇第〇〇〇〇号恐喝・共犯）に関する、犯罪捜査規範第201条規定の犯罪事件処理簿」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成25年10月21日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成25年10月4日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成25年10月21日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成25年11月25日付けで、本件処分を取り消し不開示部分の開示又は当該文書不存在とする決定を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成25年12月11日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成25年12月11日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成26年1月15日、審査請求人から意見

書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成26年5月15日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成26年6月25日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 犯罪事件処理簿について

開示請求書に記載された犯罪事件処理簿は、犯罪捜査規範第201条により「事件を送致し、又は送付したときは、長官が定める様式の犯罪事件処理簿により、その経過を明らかにしておかなければならない。」と定められているとおり、送致（告訴・告発事件の場合は送付）した事件について作成する文書であり、司法警察官が送致した刑事事件の被疑者の人定、罪名及び罰条、送致年月日、発覚及び検挙の端緒のほか、逮捕の種別・日時及び場所、勾留や釈放の状況、裁判の結果等を記録するものであって、専ら逮捕被疑者に関する個人情報に記載する書類である。

(2) 刑の執行等に係る保有個人情報について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（中略）については、適用しない」と規定している。

その理由は、こうした刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴あるいは勾留歴に関する情報であり、その有無が明らかになるだけでプライバシーが著しく侵害されることから、これらを開示請求の対象とすると、就職時等に行われる身上調査の一環として本人をして開示請求を行わせ、前科等を審査するために用いられる可能性があり、本人の権利利益を著しく損なうからである。

(3) 本件不開示理由について

犯罪事件処理簿に記録される保有個人情報、条例第60条第2項に定める、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報に該当することから、条例第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない。

したがって、犯罪事件処理簿に記載される保有個人情報は開示請求の対象とならないことから、その全てが不開示情報と認められるため、実施機関は条例第21条第2項に基づき不開示決定を行ったものである。

上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報であるところの「犯罪事件処理簿」は、犯罪捜査規範第201条により、事件を送致し、又は送付したときは、犯罪事件処理簿によりその経過を明らかにしておかなければならないと規定されているものであって、送致（告訴・告発事件の場合は送付）した事件について作成する文書である。

(2) 本件対象保有個人情報に対する条例の規定の適用の可否について

当審査会では、本件対象保有個人情報が条例第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由とする本件処分の妥当性について、以下検討する。

ア 条例第60条第2項は、「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（中略）については、適用しない。」と規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を第4章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのあるもの等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからであると解される。

イ 当審査会において犯罪事件処理簿の様式について見分したところ、一般的に、司法警察職員が送致した刑事事件の罪名、罰条、送致年月日、被疑者の人定、発覚及び検挙の端緒、逮捕の種別・日時及び場所、勾留・釈放の状況、裁判結果等を記録するものであることが認められた。

これらの記載事項は送致した事実や裁判の結果等に係る情報であるから、犯罪事件処理簿は刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報については、条例第60条第2項により条例第4章の規定は適用されないこととなる。

ウ 以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年12月11日	諮問を受ける（諮問第115号）
平成25年12月11日	諮問庁から理由説明書を受理
平成26年 1月15日	審査請求人から意見書を受理
平成26年 3月13日	審議
平成26年 5月15日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成26年 6月25日	審査請求人による意見陳述及び審議
平成26年 7月23日	審議

平成26年 9月24日	審議
平成26年10月 7日	答申